

平成 27 年 7 月 10 日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官
平成 26 年（行コ）第 189 号 不当労働行為救済申立棄却決定取消請求控訴
事件

（原審・神戸地方裁判所平成 24 年（行ウ）第 54 号）

口頭弁論終結日 平成 27 年 4 月 22 日

判決

控訴人（原告） 全日本建設交運一般労働組合テーエス支部
（以下「控訴人組合」という。）

控訴人（原告） A1（以下「控訴人 A1」という。）

被控訴人（被告） 兵庫県

同代表者兼処分行政庁 兵庫県労働委員会

被控訴人補助参加人（被告補助参加人）テーエス運輸株式会社
（以下「補助参加人」という。）

主文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 兵庫県労働委員会が兵庫県労委平成 21 年（不）第 14 号不当労働行為救済申立事件について平成 24 年 1 月 26 日付けでした命令のうち、別紙「救済申立て」第 1 項に係る申立てを棄却した部分を取り消す。

(2) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用のうち、補助参加人によって生じた費用は第 1, 2 審を通じてこれを 5 分し、その 4 を控訴人らの、その余を補助参加人の負担とし、その余の費用は第 1, 2 審を通じてこれを 5 分し、その 4 を控訴人らの、その余を被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

2 兵庫県労働委員会が兵庫県労委平成 21 年（不）第 14 号不当労働行為救済申立事件について平成 24 年 1 月 26 日付けでした命令のうち、別紙「救済申立て」に係る申立てを棄却した部分を取り消す。

第 2 事案の概要

1 事案の要旨

(1) 本件は、補助参加人の従業員によって組織される労働組合である控訴人組合及び控訴人組合に所属する控訴人 A1 が、①補助参加人が平成 20 年度の年末一時金（以下「本件年末一時金」という。）と併せて支給した収益改善協力金について、控訴人組合の組合員（以下「控訴人組合員」という。）と他の労働組合の組合員やいずれの労働組合にも加入していない従業員（以下「未組織従業員」という。）との間に差額を設けて支給したこと、②補助参加人が支給した本件年末一時金について、控訴人組合員と他の労働組合の組合員や未組織従業員との間に差額を設けて支給したこと、③補助参加人が支給した平成 21 年度の夏季一時金（以下「本件夏季一

時金」という。)について、控訴人組合員と他の労働組合の組合員や未組織従業員との間に差額を設けて支給したこと、及び④補助参加人が控訴人A1に対してけん責処分を行ったことが、それぞれ労働組合法7条1号(不利益取扱い)及び3号(支配介入)の不当労働行為に該当するなど主張して、処分行政庁(以下「地労委」ということがある。)に対し不当労働行為救済申立て(以下「本件申立て」という。)をしたところ、処分行政庁が本件申立ての一部を認容し、その余を棄却する旨の命令(以下「本件命令」という。)をしたため、本件命令のうち別紙「救済申立て」に係る本件申立てを棄却した部分の取消しを求める事案である。

(2) 原審は、本件命令のうち別紙「救済申立て」に係る本件申立てを棄却した処分行政庁の判断はいずれも相当であるとして、控訴人らの請求をいずれも棄却したため、これを不服とする控訴人らが控訴した。

2 前提事実(当事者間に争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)は、次のとおり補正するほか、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」の1(原判決3頁1行目から7頁23行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 上記引用部分中の「平成20年度年末一時金」をいずれも「本件年末一時金」に、「平成21年度夏季一時金」をいずれも「本件夏季一時金」に改める。

(2) 原判決3頁6行目の「本件結審後」を「本件訴訟の第1審口頭弁論終結後」に改める。

(3) 原判決4頁8行目冒頭から15行目末尾までを削る。

(4) 原判決6頁8行目及び9行目の各「定修」をいずれも「定期修理」に改める。

(5) 原判決7頁22行目の「本件命令」を「本件命令のうち別紙「救済申立て」に係る申立てを棄却した部分」に改める。

(6) 原判決7頁23行目の「顕著な事実」を「記録上明らかな事実」に改める。

3 争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正し、後記4のとおり当審における控訴人らの補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第2 事案の概要等」の2及び3(原判決7頁24行目から28頁14行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決8頁11行目の「交通労連及び未組織従業員」を「交通労連組合員」に改める。

(2) 原判決8頁13行目冒頭から16行目末尾までを次のとおり改める。

「(ア) 収益改善協力金の査定時における交通労連組合員は23名であり、支給額の上限5万円の対象となる正社員は16名、支給額の上限3万円の対象となる契約社員は6名であった。上記の正社員16名のうち、事故を起こして下車勤務になっていた2名を除く14名に上限額の5万円が支給され、上記の契約社員6名全員に上限額の3万円が支給された。(イ)

一方、同査定時における控訴人組合員は42名であり、全員が支給額の上限5万円の対象となる正社員であった。このうち上限額である5万円が支給されたのは4名であり、控訴人組合員に支給された収益改善協力金の平均額は2万8857円にすぎなかった。」

- (3) 原判決8頁26行目の「当庁」を「神戸地方裁判所」に改める。
- (4) 原判決9頁23行目の「適正」を「適性」に改める。
- (5) 原判決10頁3行目の「により」を「よりも」に改める。
- (6) 原判決10頁15行目冒頭から23行目末尾までを次のとおり改める。
「(ア) 補助参加人の業務は、配送先の高圧ガスタンクにタンクローリー車で液化ガスを運び込んで注入するというものであり、控訴人組合員と交通労連組合員は、いずれも全てその業務に従事する乗務員である。控訴人組合と交通労連は、勤務成績と関係のない組合関係上の見解の差異により成立した集団であり、両集団間では、ほぼ等しい勤務実績及び成績の者が分布していると推定される。そして、収益改善協力金の査定は日常の業務態度のみを基礎として行われた。これらの点からすれば、控訴人組合員と交通労連組合員との間には所属する組合以外の点において同質性が認められる。
「(イ) 交通労連組合員のうち支給額の上限5万円の対象者は16名であり、控訴人組合員42名は全員が支給額の上限5万円の対象者であるから、いずれも比較対照群とすることができる規模の集団である。」
- (7) 原判決11頁7行目の「被告は」を「被控訴人の審理には、」に改める。
- (8) 原判決12頁7行目冒頭から14行目末尾までを次のとおり改める。
「エ 【控訴人らの主張】 エは争う。控訴人組合と交通労連はそもそも別組合であり、ほぼ等しい勤務実績ないし成績の者が分布していると認識することはできない。両集団に同質性が認められるとはいえない。」
- (9) 原判決12頁17行目の「行ったと」を「行ったとも」に改める。
- (10) 原判決14頁8行目の「の(ア)～(エ)」を削る。
- (11) 原判決14頁24行目の「平成20年」から26行目末尾までを「平成20年度夏季一時金の協議までは、ワンマン運行協定の改定が賃金の問題とリンク（上記改定を一時金の増額の条件とする。）して協議・提案されたことはなかった。」に改める。
- (12) 原判決15頁1行目の「平成20年」を「平成20年度」に改める。
- (13) 原判決15頁15行目、16頁9行目、同頁19行目、同頁26行目、17頁4行目及び19頁21行目の各「夏季一時金」の前にいずれも「平成20年度」を加える。
- (14) 原判決16頁18行目の「反する」を「反対する」に改める。
- (15) 原判決17頁18行目の「追加支給する」を「追加支給をする」に改める。
- (16) 原判決21頁5行目の「するものであった」を「するというものであった」に改める。

- (17) 原判決 2 1 頁 1 3 行目の「再案」を「再提案」に改める。
- (18) 原判決 2 5 頁 2 6 行目の「安全弁の作動が」を「安全弁の作動と」に改める。
- (19) 原判決 2 6 頁 8 行目冒頭から 1 0 行目末尾までを次のとおり改める。
「(オ) 補助参加人は、処分当時は安全弁の作動が控訴人 A 1 の行為によるものであることを処分理由としながら、処分後に控訴人組合から指摘を受けたことから、地労委の審理においては形式的マニュアル違反だけが処分理由であると主張しており、補助参加人の処分理由には変遷がある。」

4 当審における控訴人らの補充主張

(1) 争点(2)について

ア 本件年末一時金の支給交渉は、会社が一時金の増額に前提条件を付し、かつ、会社提案を受諾した併存組合が存在するという 2 つの特殊性を併有している。この場合、同一企業内に併存する労働組合の 1 つが労働協約の締結を拒否したためその組合員のみが年末一時金の支給を受けられなかったことが不当労働行為に当たるかを判断するためには、最高裁昭和 6 0 年 4 月 2 3 日第三小法廷判決（民集 3 9 卷 3 号 7 3 0 頁）の枠組みだけでなく、一時金の積上げ回答に前提条件を付することは合理性がないと判示した最高裁昭和 5 9 年 5 月 2 9 日第三小法廷判決（民集 3 8 卷 7 号 8 0 2 頁。以下「最高裁昭和 5 9 年判決」という。）の趣旨が十分に斟酌されるべきである。したがって、本件年末一時金の支給が不当労働行為に該当するかを判断するに当たっては、ワンマン運行協定の改定を前提条件として付することの合理性を実質的に判断し、これを前提条件として付することの合理性が認められない場合には不当労働行為が認定されなければならない。

イ 補助参加人は、本件年末一時金の支給交渉に入った時点において、控訴人組合がワンマン運行協定の改定を前提条件とすることに同意できないこと、他方で、交通労連はワンマン運行協定の改定を前提条件とすることを受諾する可能性が高いことを認識しており、ワンマン運行協定の改定を前提条件とすることによって、必然的に組合間格差を作出することができることを認識していた。

そして、補助参加人は、ワンマン運行協定の改定による経済効果を事前及び事後に一切検証していないし、地労委における審理でも本件訴訟でも何ら説明ができていない。また、補助参加人は、控訴人組合に対し、一時金の支給交渉以外の場においてワンマン運行協定の改定について協議を申し込んでおらず、真摯に改定を望んでいたとは思えない行動をとっている。

これらの事情からすると、ワンマン運行協定の改定そのものが必要性に乏しく、仮に改定自体には何らかの経済的合理性が認められるとしても、これを本件年末一時金の支給の前提条件とすることに合理性があるとは認められない。

(2) 争点(3)について

ア 本件夏季一時金の支給交渉も、補助参加人が交通労連との間で前提条件として合意した内容(原判決の引用に係る前提事実(4)ウの①～⑦)を前提条件として付するものであった。そうすると、本件夏季一時金の支給が不当労働行為に該当するかを判断するには、最高裁昭和59年判決の趣旨を踏まえ、上記前提条件を付することの合理性が検証されなければならない。

イ 本件夏季一時金の支給に当たり、労働条件に関する前提条件を付せば控訴人組合が拒むことは明白であったこと、上記アの条件自体に合理性がないことからすると、本件夏季一時金の支給に上記前提条件を付することの合理性は認められない。

(3) 争点(4)について

仮に、控訴人A1に対するけん責処分が、加圧弁を閉止しなかったというマニュアル違反行為に対する処分として相当な範囲にあったとしても、同処分は、次のとおり控訴人A1が控訴人組合員であることを理由としたものであるから、不当労働行為に該当する。

ア 補助参加人は、本件事故当時から、新潟こぼり病院において安全弁が作動したことと、控訴人A1が加圧弁を閉止しなかったこととの間に因果関係がないことを認識していたのに、両者に因果関係があることを前提として控訴人A1に対するけん責処分を行い、控訴人A1の意に反して始末書の提出を繰り返し強要した。

イ 補助参加人においては、それまで形式的なマニュアル違反行為は懲戒処分の対象とされていなかった。また、マニュアルに違反する充填作業を行い、それによって実際に事故を発生させたA2や、重大な事故を発生させたA3は懲戒処分を受けていない。

ウ 補助参加人は控訴人組合を嫌悪する動機を有し、控訴人組合や控訴人組合員に対して日常的に強硬な態度を示していたところ、控訴人A1は控訴人組合員であり、控訴人組合における積極的活動家である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)について

(1) 認定事実

ア 補助参加人の業務は、配送先の高圧ガスタンクにタンクローリー車で液化ガスを運び込んで注入するというものであり、控訴人組合員と交通労連組合員は、いずれも全てその業務に従事する乗務員である。

イ 補助参加人は、平成20年12月19日、控訴人組合に対し、本件年末一時金支給の提案に際し、各営業所において協力要請した業務に対する協力等を業務評価し、収益改善協力金として加算支給する旨の提案を行った。

上記提案に対し、控訴人組合が同月20日、収益改善の範囲を明らかにした上で双方認識の一致の下で業務評価として行う旨回答したとこ

る、補助参加人は、同月21日、今年度の会社運営や業務の向上、安全推進等に功績があった業務係を対象に収益改善協力金として別途業務評価により上限5万円を個別支給すること、評価基準は別途案内すること等を提案した。

控訴人組合は、同月22日、補助参加人に対し、収益改善協力金については同月20日付けの見解のとおりである旨回答し、同月22日の団体交渉において、収益改善協力金については労使で話し合っていくこととされた。

補助参加人と控訴人組合は、平成21年1月22日、本件年末一時金について協定書を取り交わしたが、そこでは、収益改善協力金に関する条項は妥結未了のため記載されなかった。

他方、補助参加人と交通労連は、平成20年12月23日、本件年末一時金に関する協定書において、別途業務評価により収益改善協力金として上限5万円（契約社員は同3万円）を支給する旨の条項で妥結した。また、交通労連は、補助参加人との交渉の過程において、「収益改善協力金¥50,000（契約社員を除く全組合員）」と記載されたビラを張り出した。

ウ B1社長は、平成21年1月13日、各営業所長に対して、「評価書ガイドライン①」という件名で、1次評価の指針となるべきS評価～D評価までの評価基準やC・D評価でも減点査定はしない旨記載されたメールを送信し、20項目の評価項目について自己評価と管理職評価という2つの評価欄並びに補助参加人に対して貢献したこと、補助参加人に対する要望及び管理職から従業員に期待することなどを記載する欄が設けられた評価シートを送付した。同日、補助参加人総務課長B2（以下「B2」という。）は、控訴人組合に業績評価案を電話で説明した。なお、同評価シートには、評価の対象期間が「2008年（平成20年）1月乃至10月」と記載されていたが、補助参加人は、同年5月から同年10月までを対象期間とする旨各営業所長に伝えた。補助参加人は、各営業所長に対し、上記メールを送信したほか、評価に関する各営業所長からの質問に電話で回答するなどして評価方法を伝えた。

B1社長は、平成21年2月4日、各営業所長に対し、提出された業績評価を見て気付いた点を指摘し、S評価の基準を示す旨のメールを送信した。

エ 補助参加人は、平成21年1月14日から業績評価を開始し、同月15日、従業員に対し、自己評価を提出するよう求めたが、控訴人組合員は自己評価を行わず、営業所管理職との面談も拒否した。

補助参加人は、自己評価を提出しない従業員に対しては、管理職の評価をもって1次評価とし、自己評価を提出しなかったことを評価上マイナスに考慮しなかった。

以上の1次評価は、評価シートの20項目に付されたスコアに、それぞれ補助参加人の定めた係数を乗じた上、各項目を合計して1000倍した数値を支払原資で比例按分することで評価額が算定された。

オ 2次評価は、B1社長が管理職からの報告等を踏まえて行ったものであるところ、2次評価の結果、次のような評価の逆転現象等が見られた。
①尼崎営業所では、1次評価が同営業所で最も低かった従業員に対し、2次評価において、「業務協力」を理由に同営業所で最も高い評価がされた結果、同人の査定が同営業所で最上位となり、上限額の5万円が支給された。

②倉敷営業所では、1次評価が他の従業員7名と同程度であった者に対し、2次評価において、「整備協力」を理由に高い評価がされ、他の従業員は0円か1000円の評価しかされなかった結果、同営業所の中で上記の者だけが上限額の5万円を支給された。

これら2次評価で評価が向上した従業員は、いずれも交通労連組合員であった。

カ 控訴人組合員は、42名全員が収益改善協力金の支給額の上限5万円の対象者であるところ、このうち上限である5万円を支給された組合員は4名であり、控訴人組合員に対する支給額の平均は2万8857円であった。控訴人組合員のうち5万円を支給された4名は、A4、A5、A6及びA7であるが、A7は、平成21年2月12日、控訴人組合員に対し、支給日（同月20日）後である同月28日をもって脱退する旨届け出ている。

これに対し、交通労連組合員については、収益改善協力金の支給額の上限5万円の対象者である16名のうち14名に、上限である5万円が支給された。交通労連組合員のうち5万円が支給されなかった2名は、業務係として勤務している時に事故を起こしたことにより、支給当時、運送業務から外れていた者である。

キ 補助参加人の四日市営業所においては、神奈川県川崎市所在の日本触媒からアルゴンガスを運搬する業務（以下、これを「日触運行」という。）が存在するところ、この日触運行は他の業務に比べて労働時間が長いものの、1台当たりの運行収入が通常の数倍に当たるものである。控訴人組合員は、日触運行は、平成13年8月20日国土交通大臣告示第1365号（改善基準告示）に違反する可能性が高いと主張し、半年間の協定が終了した後は、同業務に従事しなかった。しかし、補助参加人は、日触運行に従事した者について、補助参加人の収益増加に貢献したなどとして高く評価した。

ク B3所長は、平成21年1月9日、B1社長に対し、「私からの提案として、建交労はあくまでも平等が大好きなので、建交労組合員（一律）2万円か3万円ですよろしいかと思いますが。本音は支給する価値はないと思いますけど。組合員達にも本当にこれで良いのかと思うぐらい、

建交労の主張している拘束時間や仕事内容で、業務をさせる事により、給料やボーナスで交通労や非組合員と大きな比較ができる様に追い込みましょう。」と記載したメールを送信した。同日、B 1 社長は、各営業所長に対し、「皆さんは組合を離れ、よくやってくれた人に良い点をつけてください。最終調整は本社でします。いない人は交通遺児育英基金等寄付先を案内します。」などと付言した上で、B 3 所長の上記メールを転送した。

(2) 本件命令における認定判断

地労委は、収益改善協力金における評価項目や評価方法に不合理な点は見当たらず、控訴人組合員と交通労連組合員や未組織従業員との間で収益改善協力金の上限額を支給された者の比率が控訴人組合員の方が明らかに低いものの、補助参加人が控訴人組合員を恣意的に低く評価しているとまでは認められず、個々の従業員に対して行われた評価を反映した結果であるとして、労働組合法 7 条 1 号及び 3 号の不当労働行為には該当しないと判断した。

(3) 収益改善協力金の支給が不当労働行為に該当するかについて

ア 前記(1)で認定したとおり、控訴人組合員 4 2 名のうち収益改善協力金を支給額の上限である 5 万円支給された者は、A 4、A 5、A 6 及び A 7 の 4 名であり、このうち A 7 は、収益改善協力金の支給時において、近く控訴人組合を脱退することが予定されていた。そして、控訴人組合員に支給された収益改善協力金の平均額は 2 万 8 8 5 7 円であった。

これに対し、交通労連組合員については、収益改善協力金の支給額の上限 5 万円の対象者である 1 6 名のうち、事故を起こしたことにより支給当時運送業務に従事していなかった 2 名を除く 1 4 名に上限の 5 万円が支給された。

上記の事実によれば、収益改善協力金の支給において、交通労連組合員は、高い評価を受けられないことが客観的に明らかと思われる少数の者を除いては、全員が上限額を支給されているのに対し、控訴人組合員のうちで上限額を支給されている者は同組合員の 1 割にも満たず、交通労連組合員と比較して支給額に顕著な差があり、全体として相当に低く評価されていたものといわざるを得ない。

イ 前記認定事実によれば、収益改善協力金に係る 1 次評価の評価項目は、各従業員の業務に対する従業員と管理職それぞれの認識を明らかにし、それらを踏まえて補助参加人が全体的な見地から従業員の補助参加人に対する貢献度等を評価するものと認めることができるから、それ自体不合理であるとは認められない。

しかしながら、2 次評価は補助参加人の B 1 社長が行ったものであるところ、2 次評価の具体的基準は本件全証拠によっても明らかでなく、B 1 社長自身も尋問において、2 次評価における個々の従業員に対する評価の理由、根拠につき合理的な説明はできていない。一般的に、個々

の従業員の勤務実績や日頃の仕事ぶりに関しては、B 1 社長よりも、日常的に各従業員と接している現場の管理職の方が正確に把握しているものと考えられるから、管理職が行った 1 次評価を 2 次評価で修正するには、それなりの合理的な理由、根拠があったはずであると推察される。それにもかかわらず、B 1 社長がこの点につき首肯できる説明をすることができていないことは、2 次評価における評価内容の修正が、従業員の勤務実績や日頃の仕事ぶり以外の理由に基づくものではないかとの疑いを抱かせる事情であるというべきである。そして、2 次評価において、同一営業所内で他の従業員より 1 次評価における評価が低かったり、他の従業員と評価が同程度であった交通労連組合員に対して、不自然に高い評価がされたと考えられる例が見られることは、前記(1)で認定したとおりである。

ウ また、前記認定事実のとおり、B 1 社長は、収益改善協力金の評価に当たり、各営業所長に対してメールを送信し、B 3 所長から来た「給料やボーナスで交通労（交通労連組合員を指すと認められる。）や非組合員と大きな比較ができる様に追い込みましょう。」などという内容のメールを転送するとともに、これに「皆さんは組合を離れ、よくやってくれた人に良い点をつけてください。」と付記している。

B 1 社長自身が付記した上記の文言については、それ自体を見ると一義的に解釈することが困難なものといわざざるを得ないが、B 3 所長から来た上記の内容を含むメールを併せて転送していることからすると、B 1 社長の行為は、B 3 所長の B 1 社長に対する個人的な発言を紹介する形をとりながらも、収益改善協力金の支給に係る評価に当たり、各営業所長に対して、暗に控訴人組合員の評価を低くするよう促す一方、控訴人組合を離脱した者には高い評価を付ける方向で調整を図ろうとするものであったとみるほかはなく、たとえそうでないとしても、少なくとも、内容を閲読した各営業所長の側でそのような指示をされたものと理解することを予期してメール送信がされたものとみるのが相当である。

そうすると、2 次評価を行った B 1 社長には、収益改善協力金の支給に当たり、控訴人組合を嫌悪し、控訴人組合員に対する支給額を低くして交通労連組合員及び未組織従業員との間に明らかな差異を設けようとする意図があったことが窺える。

エ 上記アないしウの各事情を考慮すると、控訴人組合員と交通労連組合員との間に生じた収益改善協力金の支給額の格差は、補助参加人の控訴人組合に対する不利益取扱いによって生じたものと推認するのが相当である。

そして、前記認定事実のとおり、控訴人組合員と交通労連組合員とは従事する業務において同質性が認められるところ、本件全証拠によっても、控訴人組合員の勤務実績や成績あるいは日頃の仕事ぶりが、交通

労連組合員と比較して全体的に劣っていたなど、上記推認を左右するに足りる事情があるとは認められない。

なお、前記認定事実のとおり、補助参加人の四日市営業所においては、日触運行が存在し、交通労連組合員がこの業務に従事していることから、四日市営業所所属の交通労連組合員が補助参加人から高い評価を得ていることについては合理性が認められる。しかしながら、四日市営業所以外の営業所に所属する交通労連組合員に対しても、控訴人組合員と比較して高い評価が与えられているのであって、このことに照らせば、四日市営業所所属の交通労連組合員が日触運行に従事していることで高い評価を得ていることは、上記判断を左右するものではない。

(4) 小括

以上によれば、補助参加人が、多くの控訴人組合員に対して支給額の上限である5万円を大きく下回る額の収益改善協力金を支給したことは、控訴人組合員を控訴人組合に所属することを理由として不利益に取り扱ったものと認めるのが相当であって、労働組合法7条1号の不当労働行為に該当するというべきである。また、そのことによって、控訴人組合の組合活動等の弱体化を意図して支配介入を行ったものとして、同条3号の不当労働行為にも該当するというべきである。

2 争点(2)について

- (1) この点に関する判断は、次のとおり補正し、後記(2)において当審における控訴人らの補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 争点に対する当裁判所の判断」の2（原判決35頁3行目から38頁8行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- ア 上記引用部分中の「平成20年度年末一時金」をいずれも「本件年末一時金」に改める。
- イ 原判決35頁15行目から16行目にかけての「甲A13, 61～63, 乙A24」を「甲A13, 弁論の全趣旨」に改める。
- ウ 原判決36頁11行目の「一人一律」の前に「平成21年1月22日、」を加える。
- エ 原判決38頁3行目の「年末一時金」を「本件年末一時金」に改める。
- オ 原判決38頁5行目から6行目にかけての「補助参加人が、原告組合が同意できない条件であることを認識しながらこれに固執したということとはできない。」を「補助参加人が、控訴人組合が同意できない条件に固執したということとはできない。」に改める。
- (2) 当審における控訴人らの補充主張に対する判断
- ア 控訴人らは、ワンマン運行協定の改定に関する前提条件を付せば控訴人組合が拒むことは明白であったこと、ワンマン運行協定の改定の内容自体に合理性がないこと等からすると、ワンマン運行協定の改定を本件年末一時金の支給の前提条件として付することに合理性があると

はいえないなどと主張する。

イ 労働組合と使用者との間の団体交渉は、双方の自由意思に基づいて行われることが原則であるところ、団体交渉において、使用者が労働組合が受け入れないと認識している条件を他の労働条件の前提として付した場合それだけで直ちに不当労働行為が成立すると解するとき、使用者としては労働組合が受け入れないと表明した条件を団体交渉の場に持ち出すことを封じられる結果となりかねないから、そのような解釈が相当であるとはいえない。

そして、本件におけるワンマン運行協定の改定が経済的合理性を欠いたものでないことは、原判決を引用して既に認定・説示したとおりである。そうすると、補助参加人が、専ら控訴人組合や控訴人組合員を不利益に取り扱う目的の下に、補助参加人にとって必要性や合理性のないワンマン運行協定の改定を条件として提示したとは認められないから、補助参加人が本件年末一時金の支給交渉の際にワンマン運行協定の改定を条件としたことが不当労働行為に当たるとはいえない。

控訴人らの上記主張は採用することができない。

3 争点(3)について

(1) この点に関する判断は、次のとおり補正し、後記(2)において当審における控訴人らの補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 争点に対する当裁判所の判断」の3（原判決38頁11行目から42頁10行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 上記引用部分中の「夏季一時金」をいずれも「本件夏季一時金」に改める。

イ 原判決38頁26行目の「同月8月27日」を「同月27日」に改める。

ウ 原判決39頁20行目及び22行目の各「定修」をいずれも「定期修理」に改める。

エ 原判決41頁5行目の「右団体交渉」を「上記団体交渉」に改める。

(2) 当審における控訴人らの補充主張に対する判断

ア 控訴人らは、補助参加人が交通労連との間で合意した内容に係る前提条件を付せば控訴人組合が拒むことは明白であったこと、補助参加人の付した上記前提条件の内容自体に合理性がないことからすると、本件夏季一時金の支給に前提条件を付することに合理性があるとは認められないと主張する。

イ しかしながら、団体交渉において、使用者が労働組合が受け入れないと認識している条件を他の労働条件の前提として付した場合それだけで直ちに不当労働行為が成立すると解することが相当でないことは、前記のとおりである。

そして、補助参加人が交通労連との間で取り交わした協定書に含まれ

ている7つの条件が不合理であるとはいえないことは、原判決を引用して既に認定・説示したとおりである。そうすると、本件夏季一時金の支給に前提条件を付することに合理性が認められないとはいえないから、補助参加人が本件夏季一時金の支給交渉の際に条件を付したことが不当労働行為に当たるとはいえない。

控訴人らの上記主張は採用することができない。

4 争点(4)について

(1) この点に関する判断は、次のとおり補正し、後記(2)において当審における控訴人らの補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」の「第3 争点に対する当裁判所の判断」の4（原判決42頁13行目から47頁20行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決43頁23行目の「運転適正診断」を「運転適性診断」に改める。

イ 原判決44頁13行目の「甲A77,」を削る。

(2) 当審における控訴人らの補充主張に対する判断

ア 控訴人らは、控訴人A1に対するけん責処分は控訴人A1が控訴人組合員であることを理由としたものであるから、不当労働行為が成立すると主張する。

イ しかしながら、原判決を引用して既に認定・説示したとおり、控訴人A1は、液化ガスという危険物を取り扱う業務に従事していながら、会社で定められたマニュアル・指示書の記載内容を認識していたにもかかわらず、自らの判断であえてこれに従わなかったものである。このように、控訴人A1の行為が、故意に基づく職務規範への違反行為であった以上、非難に値するものであったことは明らかであり、控訴人らが主張するような形式的なマニュアル違反行為としてこれを軽視することは許されないものというべきである。したがって、控訴人A1に対するけん責処分当時、補助参加人が控訴人A1に対する処分の必要性がないことを認識しながら、あえて上記処分を行ったと認めることはできない。このことは、仮に補助参加人が新潟こぼり病院の安全弁が作動したことをも控訴人A1に対するけん責処分の理由としていたとしても同様である。

また、控訴人らは、重大な事故を発生させたA2やA3が懲戒処分を受けていないことと比較しても、控訴人A1に対するけん責処分は控訴人組合員であることを理由としたものと認められると主張する。しかし、懲戒処分の当否やその内容を決するに当たっては、当該行為の結果だけではなく、当該行為が故意によるものであるか否かを含む行為態様も重要な考慮要素となるというべきであり、A2やA3が懲戒処分を受けていないとしても、同人らの行為が過失による事故である以上、両者を比較して直ちに、控訴人A1に対する処分が合理性を欠くと

か、補助参加人の不当労働行為意思によるものであると認められるなどということとはできない。

そうすると、控訴人らの指摘する諸点から、控訴人A1に対するけん責処分が控訴人組合員であることを理由としたものであると認めることはできないから、控訴人らの上記主張は採用することができない。

5 謝罪文の掲示について

控訴人らは、本件命令のうち、別紙「救済申立て」第5項に係る申立て（謝罪文の掲示）を棄却した部分の取消しをも求めている。

既に説示したとおり、補助参加人が控訴人組合員と交通労連組合員との間に差額を設けて収益改善協力金を支給したことは違法であるが、支給額の差額がそれほど高額ではないこと等の事情からすれば、補助参加人に謝罪文の掲示まで命ずる必要があるとは認められない。

第4 結論

以上によれば、処分行政庁がした本件命令のうち、別紙「救済申立て」第1項に係る本件申立てを棄却した部分は違法であって取り消されるべきであるが、その余の部分はいずれも違法とすべき点がなく維持されるべきである。

そうすると、控訴人らの請求は、本件命令のうち別紙「救済申立て」第1項に係る本件申立てを棄却した部分の取消しを求める限度で理由があり、その余はいずれも理由がない。

よって、原判決を上記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。
大阪高等裁判所第13民事部